<u>有効期間満了日 令和11年3月31日</u> 熊交規第61号 令和5年2月2日

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の施行 に伴う交通規制関係事務等の運用について(通達)

道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(令和4年内閣府・国土交通省令第7号。以下「改正命令」という。)等が令和5年4月1日から施行されることとなった。

改正命令による改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号)に係る交通規制関係事務等の運用上の留意すべき事項は、別添「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の施行に伴う交通規制関係事務等の運用について(通達)」(令和4年12月23日付け警察庁丁規発第72号)のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

※ 警察庁通達「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の施行に伴う交通規制関係事務等の運用について(通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。